

教育合同・阪学労 共同闘争速報 2014年11月15日

発行 大阪学校事務労働組合 大阪市北区天満 1-6-8 六甲天満ビル内 06-6312-8470
大阪教育合同労働組合 大阪市中央区北浜東 1-17 日本ワドータビル8F 06-4793-0633

評価者として間違っている校長は教職員企画課企画Gに通報を

教育合同と阪学労の賃金・年末一時金に関する第2回団体交渉が11月14日に行われました。第1回交渉で府教委の持ち帰りとなった回答より交渉は始まりました。

「評価・育成システム」の評価結果の男女別、職種別、年代別区分ごとの分布率を明らかにすること、という組合の要求に第1回目団交で、明らかにすることでデメリットがあった府教委の姿勢を組合は改めて問いました。それに対し、仮に区分ごとに評価結果の偏りが見られたとしても、それによって校長の評価が誤っているという証明はできず他事考慮をもたらす区分ごとの分布率公表はできないと拒否しました。現場では「初任者は全員A評価だ」と明言する校長もいるという組合の指摘に対して、既に他事考慮で評価を行っている校長に関しては教職員企画課企画グループに通報すれば良いと回答しました。

また、時間外勤務削減への手立てについては前回と同様の内容にとどまり、それによって削減につながった効果も出ていないことが明らかになりました。府・府教委は府立学校に年間295件(2012年度)もの調査事務をさせ、そのうち83件は削減、簡素化させた(2013年度)としていますが、いったい何件が削減されたのかを明らかにすることもできませんでした。実効性ある策を考える府・府教委姿勢を疑うものです。組合と協議することで実効的な策を考えている市町村教委がある例を示し、引き続き協議していくことを要求しました。

一時金12月10日 2.1ヶ月支給

給与表の相次ぐ改定により、実質賃下げ回答

府・府教委が行ったおもな最終回答は以下。

- ・ 一時金の支給は12月10日。勤勉手当の成績「良好者」を0.075ヶ月引き上げ、年間0.15ヶ月引き上げ。
- ・ 月例給を2014年4月に溯り平均1.8%引き上げ。
- ・ 特例減額の今年度での廃止。
- ・ 「給与制度の総合的見直し」により、2015年4月から平均2%の給与表の引き下げ。激変緩和措置はとらず。
- ・ 交通用具使用者の手当一部引き上げと通勤不便者への手当増額の廃止。
- ・ 特嘱、若特嘱の報酬月額153,820円、219,010円に2015年4月より引き上げ

ほぼ人事委員会勧告に沿った回答ですが、「給与制度の総合的見直し」部分の激変緩和は行わないとしています。理由として今年度での特例減額の廃止もあげましたが、そもそも3年間で終了すべきものが7年間も引き延ばされてきた府独自の施策であり、この見直しとはまったく異なるものです。

来年3月までは平均1.8%の給与引き上げ、4月以降は再び約2%(初任者をのぞく)の引き下げとなり実質的には給与引き下げとなります。組合は支給される一時金を要求額の一部として受け入れることを通告し団交を終えました。